

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 7 月 24 日開催（日本損害保険協会）]

1. 損害保険業界における不適切事案を踏まえた対応について

- 保険料等の調整行為、自動車保険における保険金不正請求、情報漏えい事案に関し、2023 年末より損害保険業界における複数社に対して、業務改善命令の発出を行った。
- これほど短期間に複数の業務改善命令を発出する事態となったことは極めて遺憾であり、こうした事態を二度と起こさぬよう、一連の業務改善命令を重く受け止め、信頼回復に向け抜本的な改善対応をとっていただきたい。
- 金融庁としても、業務改善計画の進捗をしっかりと確認し、企業文化や経営の在り方にまで踏み込んで必要な改善が進んでいるか等について、丁寧にフォローするとともに、日本損害保険協会を中心に進められている業界としての取組とも連携しながら、制度や監督における必要な対応も行っていく。

2. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 金融庁では、経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）に関する法令等のパブリックコメントを 2024 年 10 月及び 2025 年 1 月に実施した。お寄せいただいたコメントも踏まえた法令等は、2025 年 7 月 23 日に公布され、2026 年 3 月期から適用される。これまで長きにわたって日本損害保険協会及び各保険会社より多大な御助力を賜り、厚く感謝申し上げたい。

3. 気候関連リスクに係る第 2 回シナリオ分析について

- 金融庁は、損害保険会社 19 社と損害保険料率算出機構と連携し、NGFS（Network for Greening the Financial System：気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク）が公表するシナリオを参考に第 2 回シナリ

オ分析を実施し、2025 年 6 月 20 日にその結果を公表した。御協力いただいた各損害保険会社にはお礼を申し上げます。

(参考) <https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250620/20250620.html>

4. 「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」の公表

- 金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業態横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2025 年 6 月 27 日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」として公表した。
- 本レポートでは、「実行計画 2024」を踏まえ、大手資産運用会社のビジネス状況やプロダクトガバナンスの高度化に向けた取組、金融機関の確定拠出年金(企業型 DC・iDeCo)や確定給付企業年金(DB)向けサービスの状況と課題などを取り上げている。
- 日本損害保険協会に関連するポイントとして、企業型 DC・iDeCo については次の通りである。
 - ・ 物価が上昇基調である中、「元本確保型商品のみで運用する者」の割合は運営管理機関の業態で大きな差がある。運営管理機関には、加入者において個々人の状況や経済・金融環境を踏まえた適切な商品選択がなされるよう、効果的な投資教育の充実や適切な商品選定・入替を行っていくことを期待する。
 - ・ 企業型 DC の運営管理機関の半数が赤字であり、黒字の社でも、企業から得る委託手数料で委託業務の費用を全て賄えず、加入者等から得る信託報酬がなければ赤字となる。運営管理機関には、加入者等の最善の利益を勘案した運用商品の選定・提示に疑念を生じさせぬよう、手数料水準を検討していくことを期待する。
- 各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討いただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

5. トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

- トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の地震にかかる災害等に関し、鹿児島県内に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

6. 金融機関に対する監督・検査体制の見直しについて

- 金融庁では、2025 事務年度の人事異動に合わせ、金融機関に対する監督・検査体制を見直し、更なる一体化を図ることとしている。
- 具体的には、2024 事務年度まで総合政策局が担っていた、コンダクト、サイバーセキュリティといった、専門的横断テーマのモニタリングは、監督局長の下で、総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課とモニタリング担当部局を、より一体的・効果的に運用できる体制とした。

7. 「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」の公表

- 金融庁は、金融機関における気候関連リスク管理や顧客企業の気候関連リスクの低減を支援する取組について、金融機関と対話を行い、主な取組や金融機関が認識している課題を「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」として取りまとめて公表した。
- 今回実態把握を行った金融機関では、気候変動への対応を重要な課題と位置づけており、それぞれの規模や特性に応じた気候関連リスク対応の進展が見られた。一方で、気候関連リスクは中長期にわたって顕在化することから従来のリスク管理の枠組みで捉えるのが困難であることや、顧客の移行への資金支援により排出量（ファイナンスド・エミッション）が一時的に増加するといった課題も聞かれた。

- 金融庁は、今後も、金融機関の規模・特性等に応じて、具体的な気候変動対応の進め方は異なること等を十分に踏まえ、気候関連リスク管理や顧客支援の状況について、引き続き金融機関と対話を行う。

8. 「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」の公表

- 2025 年 6 月 30 日、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。昨今の地政学リスク、サイバーリスク等の高まりを背景に、金融業界に対して一層のレジリエンスの強化が求められていることを踏まえ、2024 年まで公表してきた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」に、サイバーセキュリティ、クラウド、オペレーショナル・レジリエンスの観点も含め、再構成した。
- IT の複雑化と依存度の増大により、IT リスク・サイバーリスクは金融機関の経営ひいては金融システムを揺るがしかねないリスクを内包している。インシデントが発生することを前提として IT レジリエンスを強化する必要がある。
- 各金融機関の経営層においては、本レポートも参考に、IT リスク・サイバーリスクをトップリスクとして認識し、社内外の事例に照らし、自組織のガバナンス、体制、投資、人材育成について不断に見直し、強化していただきたい。
- 金融庁としては、金融分野における IT レジリエンス強化を促すため、金融機関の自助、金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、対話、情報共有、ガイダンスの提供、サイバーセキュリティ演習等の機会の提供などの公助の取組を強化していく。

9. 「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年 6 月）」の公表

- 2025 年 6 月 27 日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年 6 月）」を公表した。
- マネロン等対策については、2024 年 3 月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了していることを

踏まえ、金融活動作業部会（FATF）第5次審査も見据え、有効性検証を通じた態勢の高度化に軸足を移していくことが重要である。金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認していく予定である。

- 金融犯罪対策については、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0（2025 年 4 月）」に掲げた施策等を着実に推進していくことが重要である。その一つとして、2025 年 1 月より実施した口座不正利用等に係る要請文への対応状況のフォローアップ結果も別紙として併せて公表している。
- 各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

10. 「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」の公表

- 健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理における取組をテーマに、大手金融機関との対話で把握した取組事例については、「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」として、2025 年 6 月 25 日に公表した。
- 本レポートは、企業文化を改革し、又はコンダクト・リスクを管理するプロセスを検討・実施していく上での基本的な考え方や取組事例を取りまとめたものである。

（参考）健全な企業文化を醸成する 5 つのプロセス

- ① 目指す企業文化に即した企業理念の言語化（可視化）
 - ・ 企業理念、パーパス、バリュー、行動規範等（以下「企業理念」）の策定
- ② 企業理念の発信と役職員による認知
 - ・ トップメッセージ、研修、社内報、小冊子などを通じて役職員に周知
- ③ 企業理念に則した判断・行動を実践するための環境整備
 - ・ コミュニケーションの活性化（タウンホールミーティング等）
- ④ 企業理念の浸透度の評価
- ⑤ 社員意識調査、パルスサーベイ、外部有識者等による評価課題改善に向けた取組

- ・ [4] を踏まえ、課題に対して [1] ～ [3] の取組を追加実施

- 経営陣においては、役職員の規範意識への働きかけも不祥事の発生防止に必要であることを再認識し、本レポートも参考に、健全な企業文化の醸成やコンダクト・リスクの適切な管理に向けてリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

11. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

- 証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ要請文を発出することとしている。
- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

12. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年 6 月 13 日）において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。
- これを踏まえ、2025 年 6 月 24 日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。

- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は 2027 年 4 月 1 日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

13. 7 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2025 年 7 月 17 日から 18 日にかけて、南アフリカ・ダーバンにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。
 - ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準の、一貫性のある、完全で、かつ適時の実施に基づき、脆弱性に対処し、開かれた、強靱で、かつ安定した金融システムを促進することへのコミットメントが再確認された。
 - ・ ノンバンク金融仲介（NBFＩ）に関しては、NBFＩデータの入手可能性と報告、質、利用、及び情報共有に対処するための金融安定理事会（FSB）の作業が支持された。また、NBFＩのレバレッジによるシステミックなリスクに対処するための FSB の勧告を承認し、法域による実施が奨励された。
 - ・ クロスボーダー送金に関しては、G20 ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。また、暗号資産及びステーブルコインに関して、ハイレベル勧告の実施に関する今後の FSB によるテーマ別ピア・レビューが留意された。さらに、金融活動作業部会（FATF）における、クロスボーダー送金の透明性向上や、暗号資産を用いた不正資金を軽減しつつ暗号資産セクターのイノベーションを促進するための取組の重要性が強調された。
 - ・ サステナブルファイナンスに関しては、実践的な指針及びツールの策定による自然災害の保険プロテクションギャップに対処する、各国の事情に合わせた解決策を促進することが言及された。

- また、本会合のマージンにおいて、南アフリカ議長国・保険監督者国際機構（IAIS）・世界銀行の共催により、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関するサイドイベントが開催された。
- ・ 世界的に自然災害の頻度と規模が増大する中、保険プロテクションギャップへの対応は一層重要性を増している。そのような中、南ア議長国が、IAIS や世界銀行とともに、本イベントを開催したことは、時宜を得た取組であると評価している。
 - ・ 本イベントでは、世界銀行のバンガ総裁及び FSB 議長のベイリー英中銀総裁とともに、加藤勝信財務・金融担当大臣が基調講演を行い、国際機関や当局、保険業界に対するに対する日本の期待を述べたほか、自然災害対応に係る日本の取組を紹介した。また、IAIS 執行委議長を務める有泉金融国際審議官（当時）等によるパネルディスカッションが行われた。
 - ・ IAIS 及び世界銀行は、政策立案者や監督当局者が参照し得る、実践的なガイダンス・ツールを提供する取組を継続する予定である。
- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025 年 10 月にワシントン D. C. で開催される予定である。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

14. Common Carbon Credit Data Model の市中協議について

- 2025 年の G20 Sustainable Finance Working Group (SFWG) は、その三つの優先課題の一つとして「カーボン・クレジット市場の機能強化」に取り組んでいる。その一環で、カーボン・クレジットの市場間での比較等がしやすくなるよう、クレジットに関するデータの統一基準を作成する上で自主的に参照可能な、最低限の主要データ属性を整理する「Common Carbon Credit Data Model」を作成する予定である。SFWG は、Climate Data Steering Committee（CDSC）に対して、本モデルの検討及び作成を要請している。

- 2025 年 7 月 4 日、CDSC が臨時に設置した Policy Working Group (PWG) は、「Common Carbon Credit Data Model」の案を公表し、市中協議に付した。2025 年 8 月 13 日午前 0 時 (JST) までコメントを募集している。
- 金融庁ウェブサイトにも情報を掲載しているので、各金融機関においても御覧いただき、必要に応じてコメントを出していただきたい。

(参考) CDSC は、ネットゼロの達成のために不可欠な民間セクターの質の高い気候関連データを幅広く入手できる基盤の構築を支援するために、2022 年 7 月に設立されたもの。当庁は CDSC のメンバーであり、PWG にも参加し、経済産業省や環境省等と連携しつつ議論を行っている。

15. 金融庁 AI 官民フォーラム開催報告

- 2025 年 6 月 18 日、AI に関する取組事例の共有や実務上の課題の深掘りなどを行うため、金融機関や AI モデル開発者、IT ベンダーなど様々な関係者をお招きし「金融庁 AI 官民フォーラム」の第 1 回会合を開催した。業界団体からの発表では、日本損害保険協会からの御発表もいただき、御協力に感謝申し上げる。
- 参加者から共有いただいた御意見や問題意識をもとに、次回以降のフォーラムのテーマ設定に繋げていきたい。今後とも是非積極的にフォーラムに御参加いただき、事務局が提示した論点や今後のフォーラムの進め方についても御意見を頂戴したい。

(参考) 「金融庁 AI 官民フォーラム」(第 1 回) 議事次第

https://www.fsa.go.jp/singi/ai_forum/siryou/20250618.html

16. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画・地方創生 2.0 基本構想等の閣議 決定について

- 2025 年 6 月 13 日、「経済財政運営と改革の方針 2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」、「地方創生 2.0 基本構想」等が閣議決定された。
- 金融庁関連では、

- ・ NISA 制度の一層の充実の検討や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革、資産運用業の高度化などの資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
- ・ スタートアップへの支援に向けた非上場株式の流通活性化やインパクト投資市場形成の後押し、
- ・ 地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮の後押しや地域金融機関自体の経営基盤強化のための「地域金融力強化プラン」の策定・推進

などの施策が盛り込まれている。

- 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融を通じて持続的な経済成長に貢献できるよう、重点的に取り組んでいく。

17. サステナブルファイナンスの取組について

- 一定の投資収益の確保を図りつつ、社会的課題への対応というインパクトの実現を企図する投資手法である「インパクト投資」に関して、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」において、その機運醸成・裾野拡大を図るべくテーマ別に四つの分科会を設け、2024 年夏から議論を行ってきた。
- 2025 年 6 月、各分科会において、それぞれ①インパクト投資時に活用できるデータ・指標の整備、②上場企業へのインパクト投資手法、③地域におけるインパクト投資の意義と具体的な取組事例、④インパクトスタートアップと地方公共団体の連携促進、に関する議論の成果が取りまとめられた。
- インパクト投資の担い手となり得る各保険会社においては、御一読いただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的に御関与いただくことを期待したい。
- また、金融庁では、カーボン・クレジット取引市場の健全な発展に向けて、その取引の透明性・健全性を高め投資家保護の促進を図る観点か

ら、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」を2024年6月より開催し、黎明期における初期的論点について議論してきた。

- 2025年6月、同検討会において、取引の透明性・健全性の向上において重要と考えられる論点を整理し、報告書として公表した。各保険会社の取組の更なる深化のため、御活用いただきたい。

(以上)